

大好評につき 追加開催決定！

豊富な指導・解決実績に基づく

問題社員 ケース別対応策セミナー

～最近よくある相談事例 解決の道筋～



日 時
会 場

会場：大宮ソニックスシティ 601会議室

令和7年 12月4日(木) } 満員御礼にて終了！

令和7年 12月9日(火) } ありがとうございました。

13時30分

～16時30分
(受付開始13時～)

令和8年1月28日（水）追加開催

受講料

弊所の顧問先企業・弊協会の会員企業様：無料

一般企業様：1名様につき5,000円（税込）

※ 浦和地区労働基準協会の会員企業様も1名様まで無料です。

経営者、経営幹部、
人事担当者、管理職
の方におすすめです！

CASE1

試用期間中の本採用拒否に納得できず訴えると訴える従業員

CASE2

精神疾患を理由にまともに働く従業員

CASE3

発達障害等が原因かもしれない問題行動のある従業員

CASE4

転勤命令を拒む従業員

CASE5

職場規律や職場秩序を乱す従業員

【講師プロフィール】

社会保険労務士

大久 由子

一般財団法人 関東総合労働福祉協会
常務理事

大手資格受験予備校である株式会社LEC東京リーガルマインドにおいて、社労士資格取得コースの専任講師などの講師業に7年間従事。

2006年より関東総合労働福祉協会（併設：吉池労務管理事務所）に在籍、2011年に常務理事就任。

現在は、200社を超えるクライアント企業に対して人事労務全般のコンサルティングや企業研修・セミナー・講師などを行う。人事労務分野の法律相談に対し、豊富な経験と知識を活かして円滑かつ的確に社内解決へ導いてきた数多くの実績が、顧客から高く評価されている。

本セミナーの詳細内容と
お申し込みは裏面へ

一般的に問題社員とは、勤怠・能力・規律・態度・コンプライアンスなどの面で、職場や組織に悪影響を及ぼす従業員のことをいいます。問題行動の程度や頻度によっては、モンスター社員などと呼ばれることがあります。問題社員が社内にいると、企業全体の士気が下り、優秀な社員が退職してしまうことも想定されます。さらに、中長期的には、企業の業績はもちろん、外部からの評判や信頼にまで悪影響が及ぶ可能性もあるため、企業は問題社員に対して適切な対応を行わなければなりません。しかし、その対応を誤ると、かえってパワハラや違法行為と受け取られ、訴訟に発展するケースもあるため、企業や管理職には慎重な対応が求められます。

今回のセミナーでは、弊所への相談案件として増加している問題社員の事例や豊富な解決事例を紹介しながら、トラブルや職場への悪影響をどのように解決していくか、そして「問題社員を生じさせない」労務管理を実現するための知識とノウハウをお伝えします。経営者、経営幹部、人事担当者、管理職の皆さまは、ぜひご参加ください。

主 催



社会保険労務士法人
吉池労務管理事務所



一般財団法人
関東総合労働福祉協会

HP : <https://yoshiike-office.com>

☎ : 048-885-2816



本セミナーの 主な内容（予定）

事例に入る前に…

労働トラブルの解決のカギとなるもの

CASE1



試用期間中の本採用拒否に
納得できず訴えると言う従業員

- ① 採用を失敗した場合でも、踏んでおきたいプロセス
- ② 試用期間の意味と、有効活用の仕方

CASE2



精神疾患を理由に
まともに働かない従業員

- ① 上司が注意したら、メンタル不調を理由に欠勤しようとする社員への対応方法
- ② 休職制度と会社ルールの正しい理解と、効果的な運用の仕方

CASE3



発達障害等が原因かもしれない
問題行動のある従業員

- ① 医療的配慮と会社ルールのすみ分け
- ② 発達障害と問題行動 企業としての適切な対応方法

CASE4



転勤命令を拒む従業員

- ① 転勤拒否に関する判例の基本的な考え方
- ② 転勤命令トラブルを防ぐための転勤命令の手順
- ③ 従業員が転勤を拒否する場合の効果的な対応方法

CASE5

職場規律や職場秩序を乱す従業員



- ① 労働者を解雇する場合の規制について
- ② 解雇する場合の要点と注意事項
- ③ 改善に向けた適切な対応方法と改善事例
- ④ 退職勧奨の法的性質と進め方、問題社員への効果的な退職アプローチ

【問題社員 ケース別対応策セミナー 参加申込書】

※切り取らずにこのままFAXして下さい。 FAX番号 048-885-2112



WEBサイトからも
お申込受付中!

令和8年1月28日（水）

大宮ソニックシティ 601会議室

13時30分～16時30分（受付開始13時～）

【貴社名】

以下に該当する企業様は、□に「✓」チェック

- 顧問先企業・協会会員企業様
- 浦和地区労働基準協会会員企業様

【所在地】

【TEL】

【FAX】

【参加者ご芳名】

【役職名】

【Email】